

まずは今回の件で私たちに寄り添い、力になってくださった皆様にこの場をかりてお礼の言葉を述べたいと思います。娘がいじめに遭い傷つき悲しみ途方に暮れていた私たちに方向性を示して下さいました。

代表のA様、ありがとうございました。

就学変更先のB中学校の校長、教頭、担任のC教諭、D教諭、スクールカウンセラーのEさん、娘のために最大限の配慮をしてくださりありがとうございました。

最後にF議員は教育委員会に同行して下さったり、助言して下さいったり、感謝してもしきれないくらいお世話になりました。これまで数えきれないほどの相談機関へ連絡しました。議員の方にも4名に相談しましたが、寄り添ってもらえたのはF議員だけでした。心よりお礼申し上げます。

まず見ていただきたいのは、娘本人への聞き取り調査翌日、私がA代表のB様に送ったメールの全文です。

白岡市のGです。昨日、第三者委員会の弁護士と臨床心理士からの聞き取り調査が行われました。娘と次男から2時間、私と主人から1時間半、時系列で丁寧に聞き取りがされました。聞き取りの日程がきまってから、娘が情緒不安定になり、夜いじめられた夢を見て泣きながら起きるということが繰り返されたので、娘一人での聞き取りをお断りしていました。第三者委員会は頑なに娘一人を希望しており、なんとか次男（兄）の同席を認めてもらった経緯があります。娘と次男への聞き取りをボイスメモしていたので、その内容を確認して、謎が解けました。小学校か教育委員会かは定かではないのですが、どうやらいじめ問題が解決しなかった理由を母親である私だと認識しているらしく、そのように第三者委員会の弁護士に伝えていたように思われる発言が多々ありました。そのため、母親のいないところで娘から話が聞きたかったようです。平たく言うとお母さんがクレイマー（モンスター）のため、話をややこしくして解決できなかったと。また私が学校へ証拠として提出したラインのやり取りなどを、弁護士はもらっていないと話していました。G課長には事前に渡してもらいたい旨を伝えてました。すると「すでに直接手渡しした。弁護士は資料を読んでくれた。弁護士側からは特に資料について質問はなかった」との回答もいただいています。ボイスメモも残っています。スケジュールに関しても私たちには報告書を10月に一度まとめたものを見せて11月には正式なものももらえることになっていましたが、弁護士からは「今年度中にはまとめられるように頑張ります」との発言があり、そのあたりも食い違っていました。いろいろと引かかることはありましたが、聞き取り調査が行われたことは一歩前進したと嬉しく思っています。2022. 8. 24

また聞き取り調査の中で誘導尋問とも捉えられる発言がありました。

調査委員「できれば仲直りしたいと思っていた？」
調査委員「いじめられてすぐだったら仲直りできたと思う？」
このことに対して娘は「はい」と返事しています。知らない大人（しかも弁護士や心理士）に聞かれて「いいえ」とは言いにくいし説明もできません。
「お母さんはどんな人？」「お母さんが学校に話に行くのはどう思った？」などと母親が介入したことへの不満を導こうとする意図も感じられました。この質問に対しては「私のことを考えてくれるお母さん」と答えていました。

これら2点を総合して考えるに、もともとシナリオは決まっていたのではないかと疑われます。

「いじめと認められるようなことはあった。しかし加害者にもいじめを正当化する理由があった。加害と被害保護者と教育委員会とのいさかいで解決に至らなかった。」という結論が先にありきだったのではないのでしょうか。なぜなら娘が不登校になり「ガイドラインに沿って不登校案件として報告書を作り直してほしい。いじめ発覚のこと中心ではなくいじめそのものについて調査してほしい」と再三要望したにもかかわらず、聞き入れてもらうことはありませんでした。

そのため報告書に関して、私たちが知りたかった新しいことは何一つ書かれていませんでした。私たちが調査

を依頼したにもかかわらず、報告書に書かれていることは既知の事実もしくは自分がその場で経験したことです。莫大な時間と市民の血税を注いだにもかかわらずです。いじめに関するアンケートについては私たちが発案しました。内容も確認済みです。私たちが要望し、教育委員会の6項目の中で行う予定だと説明された「ライン外などのネットいじめに関する調査」は行われることはありませんでした。

いじめ後の対応についてはまさに自分たちが経験したことです。何ら新しいことが記載されていないことを指摘し、追加調査をお願いしましたが、調査は要請ではなく依頼文を郵送して希望をとるという形になり、追加調査はされることなく報告書の修正が行われました。追加調査がされなかったので、結局真実は明らかにされず、加害者と被害者の意見は食い違ったままでした。しかも、人数比で加害者の言い分が採用され記載されています。特に金銭トラブルに関しては奢ったり奢られたりの関係であったことや、小さいころからの関係で我が家が加害者を預かる形で何度もお出かけしていたこと、それにかかわる費用は私たちが出していたこと、加害者の一人は中学受験のためその場にいなかったこと等、私たちがレシートやお小遣い帳、当時のブログなどを提示したにもかかわらず、加害者の言い分が記載されました。マックやダイソー、スーパーのお菓子で1万円の大金になるはずがありません。関係が悪化し、教室でのいじめが常態化している中で金品を請求されています。教室でのいじめやネットを通じてのライン外などのいじめについて追加調査をお願いしていましたが、それらについては全く調べられることはありませんでした。

私たちの要望が果たして調査委員にきちんと伝わっていたのか疑わしい出来事がいくつもありました。第三者委員会との面談の日「なぜ呼ばれたのか分からない」といった発言が委員のメンバーから聞かれました。一度ならず二度もありました。事務局である教育委員会が私たちの意思をきちんと伝えていなかったのではと思われまます。また調査委員の一人が娘の名前を加害児童の名前で呼んでいたこともありました。娘の名前を確認すると答えられず、他の調査委員に教えられるといった場面もありました。意識が低いと言わざるをえません。

今回の件で教育委員会の担当者は5回変更されました。そのたびに引継ぎが十分ではなく私たちが市役所に出向き説明していたのはまぎれもない事実です。ガイドラインに「被害者に寄り添う」という文言がありますが寄り添ってもらえたと感じたことはただの一度もありません。報告書の完成までにいくつもの壁がありました。当初、そうした壁は教育委員会とともに乗り越えていくのだと思っていました。ところが実際にその壁を作っていたのは教育委員会であり、しかもそこに籠城し出てくることはありませんでした。何度もノックしましたが決して扉を開けてくれませんでした。私たちは寝屋川モデルを提示し、白岡でも同じようにできないか提案しました。敵対しがちな教育委員会と被害者がタッグを組んだら内外から注目され、今後同じように苦しむ子どもたちの助けになるのではないかと話しました。見事に裏切られました。その提案は「検討する」という言葉の後、二度と話題にもあがりませんでした。それどころか「調査が始まるまではどちらが加害もしくは被害か決められないので加害者と思われる児童という言葉を使うように」と言われました。もちろん態度もそのようなものでした。いじめだと認定されるまでは指導はできないという話でした。また素案でいじめが認められても「報告書の完成前は指導ができない」と言われました。ある時は「すでに謝罪の会で指導済みなのではないか」と言われました。謝罪の会ではどちらが加害か被害か分からない中お互いに嫌なことを言い合って、悪かったところを謝るという趣旨で行われました。そのため加害保護者からは「私たちが先に被害を訴えていたなら立場は逆だった」との発言がありました。

一番つらかったのはスケジュールを教えてくれなかったことです。初めに提示されたスケジュールは形骸化し、何度お願いしても具体的な日付を入れて更新してくれることはありませんでした。いつまでに調査がされるのか、素案はできているのか、私たちからの質問は第三者委員会に伝わっているのか、それら全て明らかにされることがなく常に不安な気持ちに苛まれていました。私たちはこれを第二のいじめだと感じていました。幾度となく市役所へ足を運び、時には泣いたり大きな声を出したり、懇願したりとありとあらゆる手段で私たちの思いを伝えてきましたが、それを理解してくれることはありませんでした。

最後になりますが、娘は現在もいじめの後遺症で苦しんでいます。PTSD、適応障害と診断され、通院中です。また加害者がいまだに悪口を言っているとのうわさが耳に入り2度目の転校を余儀なくされました。大好きな兄妹、母親と離れて暮らしています。このような状態になったことは全て自分のせいだと自分を責めています。陸上で兄たちのように頑張りたいという夢もありました。白岡で仲良しの友だちたちと楽しい学校生活を送れるはずでした。いじめさえなければ有意義な中学校生活を送れたはずです。怖い夢にうなされ、自傷行為をし、暗い顔で過ごす娘を見ることは本当に辛く悲しいことです。

今回のことは娘が悪かったわけではなく「いじめ」だったという調査結果を踏まえて、加害者たちにしっかりと指導をしてもらいたいです。当該事案への対処は調査の最大の目的です。そのことが今後私たちと同じように苦しむ親子を救うことに繋がります。

しかし報告書の完成と同時に「加害生徒への指導についての方針」を出すとの約束は見事に裏切られました。その理由として教育長があげたものを以下に記載します。

- ・本人に直接話を聞き、要望を明らかにしないと指導できない。(保護者である私たちが娘の気持ちを代弁するのは不可。いじめのフラッシュバックで苦しんでいること、本人の状態が悪く、いじめの話をするのは難しい旨を伝えてあった。)
- ・中学校の校長、教員が報告書を見ることができないので指導できない。(公文書なので見せられない)

どちらも納得のいく回答ではなく話し合いは平行線のまま4時間もかかりました。

また、今までの会議の全ての記録を開示請求しました。たったの9枚でした。理由を尋ねると「ZOOMでの会議なので記録がない」「聞き取り調査のテープは報告書の完成をもって消去した」との回答でした。この後再調査が行われる可能性があるにもかかわらずです。隠ぺいではないのでしょうか。このように私たちが知りたいこと、当然知ることができる権利を「大変申し訳ございません。」の言葉とともに無視しています。

「いじめと認められるまでは指導できない」と言われ認められても「報告書の完成までは指導できない」と言われ、報告書が完成しても「本人から要望を聞くまではできない、報告書を[]中学校の校長に見せられないから指導できない」と言われました。加害者への指導ができない理由を並べ立てている意図は何ですか。

私たちが望むことは単純です。

いじめが認められる。

↓

加害者への指導をする。加害者に自分たちの罪を理解させて、謝罪の気持ちを醸成させる。

↓

加害者からの謝罪。(謝罪を受ける受けないはこちらの話)

なぜ、こんな簡単な図式も理解してもらえないのか、以前議会を傍聴したときのことを思い出しました。教育委員会には事前にその旨を伝えていました。にもかかわらず胸をえぐられるような出来事がありました。[]議員から教育長への質問事項として「平成25年2月に出されたいじめの問題等への対応について5項目の提言について知っているか」に対して教育長は「知らない」との回答でした。その後以下の項目を読み上げました。

1. 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな 枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。
 2. 社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定
 3. 学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となって、いじめに向き合う責任のある体制を築く。
 4. いじめられている子を守り抜き、いじめている子には毅然として適切な指導を行う
 5. 体罰禁止の徹底と、子どもの意欲を引き出し、成長を促す部活動指導ガイドラインの策定
- 続けて[]議員から「4について当市でもやっていくのか答えてほしい」との質問に対して議長から「答える必要はない」との指摘があり、周りの議員からも「答える必要ない」との怒号が聞こえてきました。なぜ答えてもらえないのか悲しい気持ちになりました。答えられない理由があるのかと不審に思いました。その後この件に関して議員のみで1時間ほど話し合いがあり、結論として「答える必要なし」とのことでした。被害者の保護者が傍聴していることを知った上で「答える必要がない」「答えない」となったことが白岡市としての答えだと認識しました。とてもつらく悲しいことでした。教育長が「いじめられている子を守り抜き、いじめている子には毅然として適切な指導を行う」と発言することに何の問題があるのでしょうか。それはいじめられている子を守る気持ちがない、もしくは適切な指導を行う気持ちがないという表れなのですか。

いじめ調査が始まる前に6項目の説明がありました。

「白岡市いじめ防止策推進委員会(臨時会)」による調査実施について

令和4年5月23日

①調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

と説明を受けました。

ガイドラインにも次のように記載されています。

○ 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行うこと。

提言4の「いじめられている子を守り抜き、いじている子には毅然として適切な指導を行う」ことはハードルが高いのでしょうか。二度と同じことが起こらないように指導することは未来の被害者をなくします。また毅然とした態度で指導されることで同じ過ちを繰り返させないというのは加害者の未来のためでもあります。

ガイドラインに沿って進めてもらいたい、と切に願っています。

教育長の主張の通り本人に要望を聞きボイスメモに録音して教育委員会担当者、^G課長、^H部長に聞かせました。残念ながら教育長は「聞く必要なし」とのことでした。その中で「本来通うべき中学校に通いたい。そのためには保護者会を開いて誤解を解いて欲しい。今現在も加害者たちは自分の悪口を言っている。もし本当に悪いと思っているなら謝罪して欲しい。加害者や自分の悪口を言っている友だちがいなければ戻りたい。」と話しています。そのボイスメモを聞いたうえで教育委員会からは以下のメールが送られてきました。

F 様

④ 中の校長との面談についてですが、校長は加害者の謝罪や保護者会の開催は、難しいと考えております。このことをご理解いただいた上で、転入を希望されるのであれば、転入手続きを進めていただければと思います。

報告書でいじめは認められたけれど、何もしないということを公言しています。そんなことが許されるのでしょうか。納得できません。久喜警察の生活安全課の さんも「報告書でいじめが認められたら加害者を呼んで話をする」と約束してくれていましたが、「3月の時点で指導はされているとの認識。加害者と話すことはない」とのことでした。そうした認識を与えたのは誰ですか。

文科省の「いじめ問題に対する取組」にどうしたらいじめが解決したと言えるのですか？という質問項目があります。

そこには次のように書かれています。

いじめは、単に謝罪したから安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、(1)いじめの行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月間）、(2)被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことを満たしている必要があります。

3月に形式的に行われた謝罪の会を持って終わりにしようとしているのは何もしていないのと同じです。

加害者はいまだに悪口を言っています。被害を受けた娘はいまだに苦しんでいます。

何も解決していないのに、何もしないというのはどういうことですか？

納得のいく回答をお願いしたいです。